

21 おわりに

長

長い時間をかけてきましたが、みなさんのおかげで、これで新しい計画ができそうです

O

これからは、ここで決めてきた取組を進めていかなければいけませんね

弁

そして、この計画が「絵にかいたもち」にならないようにしなければいけませんね

B

ところで、「もち」といえば、今度、私の施設で「おもちつき」をしますが、みなさんもいっしょにどうですか？

長

それは、いいですね
ぜひ、私にもやらせてください

学

そういえば、「おもちつき」でも、「つき手」と「返し手」が必要ですし、さらには、もち米をつくる人などいろいろな人のかかわりがあって、はじめて「もち」ができますよね

P

「おもちつき」もこの計画も、同じということですかね？

Q

長野県やみなさんの「おもちつき」も見ものです
期待しています

長

いろいろな人たちと協力して、こどものみなさんに、おいしい「もち」を食べてもらえるように頑張りたいと思います

21-1 計画の推進体制

この計画を着実に推進するために、計画の進捗状況は、長野県社会福祉審議会児童福祉専門分科会において検証・評価を行い、推進に向けた課題や具体的施策などについて検討していきます。

なお、長野県社会福祉審議会児童福祉専門分科会における検証・評価・検討の内容については、関係機関等に周知し、関係機関等の協働により計画の推進に努めます。

21-2 計画の推進における留意事項

計画期間の中間年を目安として、計画の進捗状況について総合的な検証・評価を行います。その上で、必要に応じて、計画の見直しを行い、取組の推進を図ります。

なお、上記以外の年度であっても、社会状況の変化等により、具体的施策や目標の見直し等が必要となった場合には、長野県社会福祉審議会児童福祉専門分科会において、計画の内容の見直しを検討します。